

## 「28年度の委員会運営方針」に盛り込む事項の骨子（案）

平成 28 年 5 月 18 日

27年度の委員会運営方針（平成 27 年度における独立行政法人評価制度委員会の評価に関する取組について（平成 27 年 5 月 22 日独立行政法人評価制度委員会決定））に掲げられた取組事項は、28年度以降の取組においても同様に合致するもの。

このため、28年度の委員会運営方針については、27年度方針に所要の時点修正を施した上で、2月22日の委員会での議論等を踏まえ、以下の事項を盛り込むこととしてはどうか。

（委員会と各省との関係）

- 委員会は、政府で唯一の第三者機関として、各省と双方向で意見交換を重ね、法人の類型、事業の特性、現場の実態をきめ細かく把握した上で、独立行政法人評価に関する業務を遂行していくこととすること。また、組織業務の見直しや目標チェック等は、政策全体の体系に留意しつつ、横断的な観点で、データに基づいて実証的に進めていくこととすること。

（組織及び業務の見直し、目標チェック）

- 組織業務の見直し、目標案の点検においては、「法人の長のリーダーシップの下、国の政策の実施機能の最大化を図る」という独法制度改革の趣旨が一層徹底されるよう、委員会において、以下の事項に留意して点検すること。
  - ① 政府の重要政策を含めた国の政策の実施機能が向上するよう目標を策定するとともに、当該目標を適切に達成できるように組織及び業務を抜本的に見直していくこと。その際、後述②の取組と相俟って、法人の長のリーダーシップの下、当該目標を法人内部の隅々に貫徹した上で、個々の業務遂行や組織管理の実践につなげていくこと。
  - ② 法人の組織管理及び業務遂行において、管理会計の手法を活用してコスト管理を的確に行い、情報セキュリティを確保しつつ内部統制システムを機能させるなど、長のマネジメントが発揮される環境を整えること。
  - ③ 法人の目標における国の政策上の位置づけ、法人のミッション、達成すべき成果を、国民にとってわかりやすく示すこと。

（年度評価、期間実績評価）

- 年度評価及び期間実績評価については、主務大臣においては、昨年度の点検によって得られた知見を有効に活用した上で適正な評価を行い、委員会においては、独立行政法人評価に係る取組課題を踏まえて一定の事項を選定の上、当該事項を重点的に点検（評定に至った理由の妥当性の確認）することとすること。

（特定国立研究開発法人）

- 先般成立した「特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法」に規定されている特定国立研究開発法人については、同法施行までの間において、中長期目標の変更が想定されるところ、当該変更については、独立行政法人の目標策定に関する指針と、同法第3条に規定する基本方針（特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針）との関係が適切に整理された上で、これらを踏まえて、審議を行うこととすること。

（横断的な検討課題）

独立行政法人のPDCAサイクルが機能を発揮し、業務運営に対する国民の信頼を確保するため、以下に示す事項についても、「評価の制度に関する重要事項」として、当委員会として主体的

に検討を進め、可能なものから取り組む、又は関係機関に取組を要請することとする。

- 内部統制システムについては、法人の長のリーダーシップの下でPDCAサイクルを機能させていく上で重要な基盤となることから、委員会において、法人評価サイクルで点検していくことに加え、法人における取組状況を把握し、各省との間で共有・横展開を図りつつ、これがより適切に機能するための方策について検討を進めていくこと。
- 社会や国民にとって重要な個人情報や研究情報を扱う独立行政法人において、情報セキュリティを確立することが重要であることから、
  - ・ 目標において、情報セキュリティ対策を講ずる旨を記載する
  - ・ 主務大臣は、実績評価において情報セキュリティ対策の実施状況について評価する等の政府全体の取組を踏まえ、委員会としても必要な対応を行っていくこと。
- 法人が真に成果を挙げるためには、法人の役職員の士気を高めるとともに、能動的・現場発生的な業務改善がなされるインセンティブを考慮する必要。こうした発想の下、委員会においても、法人における業務遂行上の創意工夫、成果の最大化に向けた取組などの業務改善の事例を把握し、各省との間で共有・横展開を図っていくこと。
- 独立行政法人の共通的な業務、内部管理的な業務に関し、既往の決定に基づく共同調達や間接業務の共同実施（業務の共同化）については、当面、すでに先行実施されている取組を一層推進していくこと。  
更なる業務の共同化については、法人側の要望・ニーズを把握した上で、独立行政法人の業務のICT化の推進など、これが効率的・効果的に進められるような方策について検討を進めていくこと。

## 平成 28 年度における独立行政法人評価制度委員会の取組課題について

- 本日の独立行政法人評価制度委員会では、新たに策定する 36 法人（今年度で目標期間の終了する法人）の目標案を審議。これは、昨年 11 月の委員会で述べた組織業務見直し意見の「出口」であり、改正通則法施行後初めて、独法評価の 1 年間の業務サイクルを回したことになる。



- 独法制度改革の着実な実施を図り、PDCAサイクルの定着を図っていく観点からは、以下のような課題に取り組むことが重要ではないか。

**①主務大臣の責任徹底と、委員会との双方向の議論の充実**

- 各省においては、新制度の下、PDCAサイクルにおける主務大臣の責任が強化されたことを踏まえ、法人の種類や事業の特性、現場の実態をよく把握した上で、目標において、法人の果たすべき役割を、国の政策の位置づけに沿って国民にとって分かりやすく記載し、評価を行うことを徹底。
- 委員会としても、政府で唯一の第三者機関として、政策全体の体系に留意しつつ、各省と双方向で意見交換を行いながら、横断的視点で組織業務見直しや目標のチェックを実証的に行うことを重視。

**②法人が国民から信頼を得ることのできる業務運営**

- 法人の情報セキュリティ対策、調達の問題、会計検査院の決算検査報告（不適切な経理処理）をかながみると、上記課題の趣旨が全うされる前提として、法人の業務運営に対し国民の疑念を招くことのないよう、法人における内部統制の取組が益々重要。  
委員会としても、法人トップのリーダーシップの下でPDCAサイクルを自律的に機能させる観点から、内部統制に関する取組の実態把握の上、これがワークする方策を検討・実施。

**③甘い評価ではなく、頑張る法人を後押しするような「温かい」評価**

- 法人が真に成果を挙げるためには、現場で働く職員の士気・意欲を高め、法人の能動的・自発的な業務改善や、成果の最大化に向けたインセンティブを考慮する必要。このため、
  - ① 法人における組織運営・業務遂行上の創意工夫や業務改善の好事例について横展開を図るため、委員会において、各省・法人の取組を把握し、各省との間で共有。
  - ② 特定研究開発法人に係る法案も提出される中、研究開発やその他の業務で先駆的・意欲的な取組を行っている法人については、適切に評価。



- これらの課題については、委員会としても、「28 年度の委員会業務運営方針」に反映の上、重点的に取り組んでいくこととしてはどうか。

# 特定国立研究開発法人による研究開発等の 促進に関する特別措置法案の概要

参考3

我が国のイノベーションシステムを改革することで、経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力を強化するとともに、世界最高水準の研究開発成果を創出するため、新たに特定国立研究開発法人制度を創設する。

## 法律案の概要

### (1) 総合科学技術・イノベーション会議による関与の強化

- 内閣総理大臣は、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴いて、特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。(第3条)
- 主務大臣は、基本方針に基づき中長期目標を策定・変更するとともに、中長期目標の策定・変更、中長期目標期間終了時の見直し等に際しては、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。(第5条)

### (2) 独法通則法の特例等による国際競争力の強化

- 世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を特に必要とする業務に従事するものについて、報酬・給与の支給基準の考慮事項として、国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性の観点を加える。(第6条)
- 主務大臣は、科学技術に関する内外の情勢に著しい変化が生じた場合において、対応を迅速に行うことが必要であると認めるときは、法人に対して、必要な措置をとることを求めることができる。(第7条)
- 主務大臣は、世界最高水準の研究開発成果の創出が見込まれない場合であって、その法人の長に引き続き当該業務を行わせることが適切ではないと認めるときは、その法人の長を解任することができる。(第4条)

### (3) 研究開発等の特性への配慮

- 政府は、通則法及び個別法の運用に当たっては、特定国立研究開発法人による研究開発等の特性<sup>(注)</sup>に常に配慮しなければならない。(第8条)
- (注)「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月閣議決定)において、研究開発業務の特性として「長期性」「不確実性」「予見不可能性」「専門性」が挙げられている。

## 対象法人

物質・材料研究機構、理化学研究所、産業技術総合研究所 (第2条で定める別表)

## その他

- 施行期日:平成28年10月1日 (附則第1条)
- 法施行後、適当な時期に対象法人の範囲も含め制度の在り方を検討 (附則第5条)

独立行政法人一覽(平成28年4月1日現在)

内閣府所管 3

- 国立公文書館  
北方領土問題対策協会
- ☆ 日本医療研究開発機構

消費者庁所管 1

- 国民生活センター

総務省所管 3

- ☆ 情報通信研究機構
- 統計センター  
郵便貯金・簡易生命保険管理機構

外務省所管 2

- 国際協力機構  
国際交流基金

財務省所管 3

- 酒類総合研究所
- 造幣局  
国立印刷局

文部科学省所管 22

- 国立特別支援教育総合研究所  
大学入試センター  
国立青少年教育振興機構  
国立女性教育会館  
国立科学博物館
- ☆ 物質・材料研究機構  
防災科学技術研究所  
量子科学技術研究開発機構  
国立美術館  
国立文化財機構  
教員研修センター
- ☆ 科学技術振興機構  
日本学術振興会
- ☆ 理化学研究所
- ☆ 宇宙航空研究開発機構  
日本スポーツ振興センター  
日本芸術文化振興会  
日本学生支援機構
- ☆ 海洋研究開発機構  
国立高等専門学校機構  
大学改革支援・学位授与機構
- ☆ 日本原子力研究開発機構

厚生労働省所管 17

- 勤労者退職金共済機構  
高齢・障害・求職者雇用支援機構  
福祉医療機構  
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園  
労働政策研究・研修機構  
労働者健康安全機構  
国立病院機構  
医薬品医療機器総合機構
- ☆ 医薬基盤・健康・栄養研究所

- 地域医療機能推進機構  
年金積立金管理運用独立行政法人
- ☆ 国立がん研究センター  
国立循環器病研究センター  
国立精神・神経医療研究センター  
国立国際医療研究センター  
国立成育医療研究センター  
国立長寿医療研究センター

農林水産省所管 9

- 農林水産消費安全技術センター  
家畜改良センター
- ☆ 農業・食品産業技術総合研究機構  
国際農林水産業研究センター
- ☆ 森林総合研究所
- ☆ 水産研究・教育機構  
農畜産業振興機構  
農業者年金基金  
農林漁業信用基金

経済産業省所管 10

- 経済産業研究所  
工業所有権情報・研修館  
日本貿易保険
- ☆ 産業技術総合研究所
- 製品評価技術基盤機構
- ☆ 新エネルギー・産業技術総合開発機構  
日本貿易振興機構  
情報処理推進機構  
石油天然ガス・金属鉱物資源機構  
中小企業基盤整備機構

国土交通省所管 15

- ☆ 土木研究所  
建築研究所
- ☆ 海上・港湾・航空技術研究所  
海技教育機構  
航空大学校  
自動車技術総合機構  
鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
国際観光振興機構  
水資源機構  
自動車事故対策機構  
空港周辺整備機構  
都市再生機構  
奄美群島振興開発基金  
日本高速道路保有・債務返済機構  
住宅金融支援機構

環境省所管 2

- ☆ 国立環境研究所  
環境再生保全機構

防衛省所管 1

- 駐留軍等労働者労務管理機構

(注1) ○印の法人は、行政執行法人(役職員が国家公務員の身分を有するもの(7法人))  
 (注2) ☆印の法人は、国立研究開発法人(27法人)  
 (注3) 無印の法人は、中期目標管理法人(54法人)  
 (注4) 法人の名称の冒頭の「独立行政法人」「国立研究開発法人」は省略

合計 88法人